

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和7年7月3日